

(制度施行状況関係資料)

制度施行状況(資格管理課)

○ 被保険者数の推移について

全被保険者数

	被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	平成20年4月 との比較(%)	(再掲)現役並み 所得者(人)	構成比 (%)
平成20年 4月末	<u>723,702</u>			72,092	9.96
平成25年 4月末	902,809	38,177	124.75	70,304	7.79
平成26年 4月末	928,851	26,042	128.35	70,109	7.55
平成27年 4月末	963,852	35,001	133.18	72,850	7.56
平成28年 4月末	1,009,525	45,673	139.49	74,169	7.35
平成29年 4月末	<u>1,062,563</u>	53,038	<u>146.82</u>	78,713	7.41

(内訳)

	75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
	被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	被保険者数(人)	対前年 増減数(人)
平成20年 4月末	695,662		28,040	
平成25年 4月末	883,664	39,515	19,145	-1,338
平成26年 4月末	910,499	26,835	18,352	-793
平成27年 4月末	946,561	36,062	17,291	-1,061
平成28年 4月末	993,569	47,008	15,956	-1,335
平成29年 4月末	1,048,009	54,440	14,554	-1,402

○ 被保険者年齢構成 (平成29年4月末現在)

年齢階層	被保険者数(人)	構成比(%)
65～69歳	6,416	0.60
70～74歳	8,138	0.77
小計(65～74歳)	14,554	1.37
75～79歳	451,453	42.49
80～84歳	320,436	30.16
85～89歳	177,936	16.75
90～94歳	74,697	7.03
95～99歳	20,101	1.89
100歳～	3,386	0.32
小計(75歳～)	1,048,009	98.63
合計	1,062,563	100.00

平均年齢	<u>81.32</u> 歳
------	----------------

○ 都道府県別高齢者人数と高齢化率(75歳以上)

	平成28年(2016年)			平成42年(2030年)			高齢化率の差 (%)
	総人口 (千人)	75歳以上人口 (千人)	高齢化率 (%)	総人口 (千人)	75歳以上人口 (千人)	高齢化率 (%)	
全 国 計	126,933	16,908	13.3	116,618	22,784	19.5	6.2
北 海 道	5,352	793	14.8	4,719	1,091	23.1	8.3
青 森	1,294	204	15.8	1,085	250	23.0	7.3
岩 手	1,268	211	16.6	1,072	245	22.9	6.2
宮 城	2,330	307	13.2	2,141	422	19.7	6.5
秋 田	1,010	190	18.8	827	214	25.9	7.1
山 形	1,113	191	17.2	949	218	23.0	5.8
福 島	1,900	291	15.3	1,684	370	22.0	6.7
茨 城	2,905	377	13.0	2,661	532	20.0	7.0
栃 木	1,966	247	12.6	1,800	352	19.6	7.0
群 馬	1,968	270	13.7	1,787	362	20.3	6.5
埼 玉	7,289	823	11.3	6,796	1,236	18.2	6.9
千 葉	6,235	749	12.0	5,806	1,137	19.6	7.6
東 京	13,624	1,529	11.2	12,957	2,033	15.7	4.5
神 奈 川	9,145	1,046	11.4	8,833	1,552	17.6	6.1
新 潟	2,286	366	16.0	2,009	449	22.3	6.3
富 山	1,061	164	15.5	940	209	22.2	6.8
石 川	1,151	158	13.7	1,059	215	20.3	6.6
福 井	782	118	15.1	700	149	21.3	6.2
山 梨	830	124	14.9	741	156	21.1	6.1
長 野	2,088	336	16.1	1,851	401	21.7	5.6
岐 阜	2,021	286	14.2	1,830	370	20.2	6.1
静 岡	3,688	515	14.0	3,343	683	20.4	6.5
愛 知	7,506	848	11.3	7,213	1,206	16.7	5.4
三 重	1,809	257	14.2	1,649	323	19.6	5.4
滋 賀	1,412	166	11.8	1,375	240	17.5	5.7
京 都	2,605	352	13.5	2,418	495	20.5	7.0
大 阪	8,832	1,110	12.6	8,118	1,549	19.1	6.5
兵 庫	5,521	736	13.3	5,088	1,000	19.7	6.3
奈 良	1,356	191	14.1	1,223	263	21.5	7.4
和 歌 山	954	154	16.1	820	186	22.7	6.5
鳥 取	570	92	16.1	494	111	22.5	6.3
島 根	690	124	18.0	588	141	24.0	6.0
岡 山	1,914	282	14.7	1,749	353	20.2	5.4
広 島	2,837	389	13.7	2,599	537	20.7	7.0
山 口	1,394	233	16.7	1,208	283	23.4	6.7
徳 島	750	123	16.4	649	153	23.6	7.2
香 川	972	149	15.3	860	190	22.1	6.8
愛 媛	1,375	222	16.1	1,206	273	22.6	6.5
高 知	720	127	17.6	616	152	24.7	7.0
福 岡	5,105	659	12.9	4,718	935	19.8	6.9
佐 賀	829	123	14.8	745	154	20.7	5.8
長 崎	1,368	218	15.9	1,185	270	22.8	6.8
熊 本	1,774	279	15.7	1,603	342	21.3	5.6
大 分	1,160	188	16.2	1,050	232	22.1	5.9
宮 崎	1,097	174	15.9	991	219	22.1	6.2
鹿 児 島	1,637	268	16.4	1,454	317	21.8	5.4
沖 縄	1,439	150	10.4	1,405	212	15.1	4.7

全国計人口と都道府県別人口合計では四捨五入の関係で数値に相違があります。

資料出典 総務省統計局「人口推計 平成28年10月1日現在」(平成29年4月14日公表)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 平成42年」(平成25年3月27日公表)

○所得階層別の被保険者数

(平成28年9月末現在)

所得額	被保険者数(人)	構成割合
所得なし	538,470	52.35%
30万円未満	72,552	7.05%
30万円以上 50万円未満	42,266	4.11%
50万円以上 100万円未満	89,079	8.66%
100万円以上 150万円未満	102,359	9.95%
150万円以上 200万円未満	77,935	7.58%
200万円以上 250万円未満	35,269	3.43%
250万円以上 300万円未満	15,229	1.48%
300万円以上 400万円未満	16,635	1.62%
400万円以上 500万円未満	8,325	0.81%
500万円以上 700万円未満	7,920	0.77%
700万円以上1000万円未満	5,786	0.56%
1000万円以上	9,584	0.93%
所得不詳	7,167	0.70%
合計	1,028,576	100%

均等割額のみ賦課
(被保険者の約6割)

均等割額及び所得割額
を賦課
(被保険者の約4割)

※所得は、収入から必要経費等を差し引いた所得総額(基礎控除前)。

(例) 年金収入のみで、年収が120万円以下の場合(公的年金等控除額120万円) → 「所得なし」

※厚生労働省「平成28年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」から抜粋。

○保険料の算定方法と保険料率の推移

◆ 保険料の算定方法

$$\text{保 險 料 (年 額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額 (注1)}$$

(注1) 賦課のもととなる所得金額(所得の合計-基礎控除額) × 所得割率

◆ 保険料率の推移

期 別	年 度	均等割額(年額)	所得割率	年間限度額
第1期	平成20・21年度	47,415円	8.68%	50万円
第2期	平成22・23年度	49,036円	9.34%	51万円
第3期	平成24・25年度	51,828円	10.17%	55万円
第4期	平成26・27年度	52,607円	10.41%	57万円
第5期	平成28・29年度	51,649円	10.41%	57万円

【均等割額の軽減措置(世帯の所得水準に応じた軽減及び元被扶養者への軽減)】

軽減割合	軽減後の均等割額(平成29年度)		適用人員	被保険者に占める割合
	年 額	月 額		
9割	5,164円	430円	267,260人	24.7%
8.5割	7,747円	646円	210,412人	19.4%
7割	15,494円	1,291円	31,727人	2.9%
5割	25,824円	2,152円	91,443人	8.4%
2割	41,319円	3,443円	102,752人	9.5%
合 計			703,594人	64.9%

※適用人員は平成29年度の保険料年次賦課時の人員。

※別途、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合、所得割額を一律2割(平成28年度までは、特例的に一律5割)軽減。(適用人員108,845人)

【被保険者均等割額の軽減措置等】

(平成29年度 要件)

軽減割合	軽減判定基準
9割	8.5割軽減世帯に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)
8.5割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき
7割	後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方(※1)で、世帯の所得に応じた9割や8.5割軽減に該当しないとき
5割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円) + 27万円 × 被保険者の数】を超えないとき(※2)
2割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円) + 49万円 × 被保険者の数】を超えないとき(※2)

※1 平成28年度までは、特例的に9割軽減されていた。

※2 5割及び2割軽減については、平成29年度より対象を見直し。

(改正前) 5割 …… 【基礎控除額(33万円) + 26.5万円 × 被保険者数】

2割 …… 【基礎控除額(33万円) + 48万円 × 被保険者数】

○保険料収納率の推移

年 度	保険料収納率	増減数(対前年度)	(参考) 普通徴収収納率
平成20年度	98.40%		96.26%
平成21年度	98.56%	0.16%	96.87%
平成22年度	98.78%	0.22%	97.24%
平成23年度	98.93%	0.15%	97.58%
平成24年度	98.93%	0.00%	97.70%
平成25年度	99.01%	0.08%	97.90%
平成26年度	99.04%	0.11%	98.02%
平成27年度	99.09%	0.05%	98.18%
平成28年度	99.20%	0.11%	98.40%

(調定額と収納額)

(単位：円)

年 度	調定額	収納額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186
平成22年度	64,561,650,168	63,776,952,143
平成23年度	66,819,810,683	66,104,658,476
平成24年度	74,371,811,609	73,572,718,301
平成25年度	76,282,862,143	75,525,747,541
平成26年度	78,971,004,070	78,215,351,289
平成27年度	80,135,160,817	79,409,296,749
平成28年度	83,875,918,173	83,202,679,899

市町村別保険料収納率表

平成27年度					平成28年度				
順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率	順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率
1位	千早赤阪村	68,617,240	68,617,240	100.00%	1位	千早赤阪村	75,897,425	75,897,425	100.00%
2位	田尻町	63,373,015	63,373,015	100.00%	2位	太子町	127,246,112	127,118,472	99.90%
3位	河南町	184,716,126	184,338,961	99.80%	3位	河南町	192,016,579	191,753,542	99.86%
4位	豊能町	343,677,362	342,902,315	99.77%	4位	田尻町	64,623,875	64,518,347	99.84%
5位	松原市	1,091,156,131	1,087,810,959	99.69%	5位	能勢町	98,132,319	97,907,337	99.77%
6位	交野市	880,367,772	877,290,694	99.65%	6位	熊取町	387,306,705	386,259,242	99.73%
7位	岬町	190,972,124	190,290,887	99.64%	7位	忠岡町	150,839,267	150,399,486	99.71%
8位	大阪狭山市	669,762,786	667,166,360	99.61%	8位	交野市	953,242,220	950,389,321	99.70%
9位	島本町	322,197,271	320,937,746	99.61%	9位	茨木市	2,893,911,612	2,884,638,512	99.68%
10位	貝塚市	676,196,801	673,481,645	99.60%	10位	松原市	1,163,589,572	1,159,816,077	99.68%
11位	茨木市	2,749,161,647	2,737,732,216	99.58%	11位	島本町	338,135,981	337,038,486	99.68%
12位	熊取町	362,263,127	360,671,872	99.56%	12位	豊能町	367,804,219	366,492,793	99.64%
13位	河内長野市	1,412,201,533	1,405,819,892	99.55%	13位	八尾市	2,749,581,569	2,738,807,073	99.61%
14位	忠岡町	150,993,547	150,268,976	99.52%	14位	大阪狭山市	698,620,324	695,679,815	99.58%
15位	高石市	606,484,754	603,559,440	99.52%	15位	河内長野市	1,492,013,147	1,484,836,309	99.52%
16位	八尾市	2,598,625,266	2,585,997,577	99.51%	16位	富田林市	1,250,227,763	1,243,954,582	99.50%
17位	泉南市	516,000,293	513,004,376	99.42%	17位	高石市	625,263,531	622,030,487	99.48%
18位	高槻市	4,266,663,369	4,241,566,862	99.41%	18位	岬町	199,953,307	198,899,592	99.47%
19位	泉佐野市	775,921,006	771,334,781	99.41%	19位	泉佐野市	810,816,944	806,361,841	99.45%
20位	富田林市	1,213,894,493	1,206,457,838	99.39%	20位	岸和田市	1,721,399,254	1,711,600,494	99.43%
21位	堺市	7,806,927,269	7,758,837,922	99.38%	21位	堺市	8,211,810,909	8,163,608,399	99.41%
22位	太子町	122,787,217	121,991,310	99.35%	22位	高槻市	4,499,810,824	4,473,323,031	99.41%
23位	摂津市	727,931,407	723,165,199	99.35%	23位	泉南市	547,735,612	544,471,314	99.40%
24位	柏原市	618,289,598	614,110,117	99.32%	24位	摂津市	775,897,797	771,239,371	99.40%
25位	和泉市	1,308,854,261	1,299,808,146	99.31%	25位	和泉市	1,397,061,440	1,388,615,217	99.40%
26位	羽曳野市	1,145,881,952	1,137,853,956	99.30%	26位	阪南市	534,981,160	531,699,457	99.39%
27位	藤井寺市	689,744,745	684,549,754	99.25%	27位	池田市	1,351,841,872	1,343,535,080	99.39%
28位	岸和田市	1,651,404,087	1,638,702,013	99.23%	28位	四條畷市	503,914,111	500,807,626	99.38%
29位	門真市	973,482,992	965,914,159	99.22%	29位	柏原市	655,391,475	651,148,191	99.35%
30位	阪南市	506,956,147	502,900,293	99.20%	30位	門真市	1,030,087,017	1,023,245,532	99.34%
31位	能勢町	98,199,464	97,409,382	99.20%	31位	羽曳野市	1,211,772,967	1,203,667,938	99.33%
32位	枚方市	4,169,168,268	4,134,185,288	99.16%	32位	吹田市	3,877,397,338	3,851,010,162	99.32%
33位	吹田市	3,720,183,763	3,688,570,802	99.15%	33位	貝塚市	706,044,555	701,144,880	99.31%
34位	箕面市	1,638,890,876	1,624,726,068	99.14%	34位	枚方市	4,438,484,333	4,407,643,424	99.31%
35位	四條畷市	465,777,249	461,685,420	99.12%	35位	東大阪市	4,445,630,095	4,411,307,315	99.23%
36位	豊中市	4,459,355,659	4,417,961,613	99.07%	36位	藤井寺市	718,109,589	712,564,291	99.23%
37位	池田市	1,309,479,215	1,297,280,312	99.07%	37位	泉大津市	576,428,475	571,718,754	99.18%
38位	寝屋川市	2,184,413,905	2,162,058,750	98.98%	38位	箕面市	1,740,950,913	1,726,024,971	99.14%
39位	泉大津市	545,964,601	540,263,219	98.96%	39位	守口市	1,240,102,724	1,229,346,248	99.13%
40位	守口市	1,186,995,297	1,172,812,892	98.81%	40位	寝屋川市	2,304,268,437	2,283,330,360	99.09%
41位	東大阪市	4,267,112,718	4,212,192,460	98.71%	41位	豊中市	4,639,968,367	4,597,372,363	99.08%
42位	大阪市	20,421,081,754	20,142,059,417	98.63%	42位	大東市	1,038,521,285	1,026,517,847	98.84%
43位	大東市	973,032,710	957,634,605	98.42%	43位	大阪市	21,069,085,153	20,794,938,895	98.70%
合計	合計	80,135,160,817	79,409,296,749	99.09%	合計	合計	83,875,918,173	83,202,679,899	99.20%

注:収納率は小数点第3位を四捨五入。

全国の広域連合における保険料収納率の推移(平成20年度～27年度)

No.	広域連合	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		収納率(%)	収納率(%)	収納率(%)	収納率(%)	収納率(%)	収納率(%)	対前年度比	収納率(%)	対前年度比	収納率(%)	対前年度比	順位
1	北海道	98.90	99.09	99.21	99.28	99.28	99.32	0.04	99.36	0.04	99.35	-0.01	30
2	青森県	98.84	99.06	99.07	99.22	99.18	99.22	0.04	99.02	-0.20	99.26	0.24	38
3	岩手県	99.21	99.33	99.34	99.27	99.51	99.55	0.04	99.50	-0.05	99.51	0.01	12
4	宮城県	98.63	98.96	98.20	98.94	98.92	99.13	0.21	99.19	0.06	99.29	0.10	35
5	秋田県	99.16	99.34	99.37	99.44	99.45	99.42	▲ 0.03	99.47	0.05	99.48	0.01	18
6	山形県	99.36	99.42	99.47	99.58	99.57	99.55	▲ 0.02	99.56	0.01	99.50	-0.06	16
7	福島県	98.86	99.07	99.10	99.32	99.30	99.36	0.06	99.38	0.02	99.36	-0.02	28
8	茨城県	98.82	99.03	99.08	99.19	99.18	99.29	0.11	99.22	-0.07	99.21	-0.01	42
9	栃木県	98.82	99.05	99.16	99.22	99.20	99.26	0.06	99.32	0.06	99.31	-0.01	33
10	群馬県	99.19	99.16	99.42	99.45	99.42	99.47	0.05	99.53	0.06	99.54	0.01	9
11	埼玉県	98.63	98.95	99.12	99.18	99.18	99.20	0.02	99.21	0.01	99.24	0.03	40
12	千葉県	98.73	98.90	98.96	99.09	99.14	99.22	0.08	99.23	0.01	99.25	0.02	39
13	東京都	97.85	98.55	98.66	98.77	98.73	98.77	0.04	98.80	0.03	98.81	0.01	47
14	神奈川県	98.76	98.96	99.06	99.16	99.19	99.26	0.07	99.32	0.06	99.35	0.03	29
15	新潟県	99.35	99.45	99.49	99.59	99.57	99.62	0.05	99.60	-0.02	99.63	0.03	2
16	富山県	99.08	99.24	99.37	99.46	99.40	99.47	0.07	99.50	0.03	99.50	0.00	15
17	石川県	99.28	99.39	99.48	99.50	99.42	99.49	0.07	99.52	0.03	99.55	0.03	8
18	福井県	98.90	99.22	99.35	99.36	99.33	99.43	0.10	99.42	-0.01	99.61	0.19	3
19	山梨県	98.62	99.00	99.21	99.25	99.20	99.32	0.12	99.48	0.16	99.42	-0.06	25
20	長野県	99.32	99.40	99.47	99.49	99.54	99.55	0.01	99.55	0.00	99.59	0.04	5
21	岐阜県	99.19	99.34	99.40	99.52	99.53	99.51	▲ 0.02	99.50	-0.01	99.51	0.01	13
22	静岡県	98.71	98.86	99.07	99.19	99.20	99.24	0.04	99.28	0.04	99.26	-0.02	37
23	愛知県	99.12	99.26	99.40	99.48	99.47	99.51	0.04	99.53	0.02	99.56	0.03	7
24	三重県	98.91	99.08	99.30	99.37	99.31	99.36	0.05	99.34	-0.02	99.42	0.08	24
25	滋賀県	99.41	99.49	99.59	99.60	99.57	99.62	0.05	99.64	0.02	99.60	-0.04	4
26	京都府	98.98	99.00	99.14	99.14	99.19	99.23	0.04	99.25	0.02	99.22	-0.03	41
27	大阪府	98.40	98.56	98.78	98.93	98.93	99.01	0.08	99.04	0.03	99.09	0.05	45
28	兵庫県	98.87	99.07	99.21	99.27	99.23	99.31	0.08	99.34	0.03	99.37	0.03	27
29	奈良県	98.96	99.25	99.32	99.33	99.29	99.35	0.06	99.41	0.06	99.45	0.04	20
30	和歌山県	98.70	99.02	99.16	99.33	99.34	99.37	0.03	99.39	0.02	99.43	0.04	23
31	鳥取県	99.29	99.49	99.48	99.50	99.53	99.53	0.00	99.57	0.04	99.49	-0.08	17
32	島根県	99.64	99.62	99.67	99.66	99.62	99.62	0.00	99.63	0.01	99.67	0.04	1
33	岡山県	99.02	99.15	99.24	99.35	99.38	99.42	0.04	99.47	0.05	99.47	0.00	19
34	広島県	99.18	99.33	99.36	99.38	99.40	99.42	0.02	99.41	-0.01	99.44	0.03	22
35	山口県	98.99	99.26	99.49	99.54	99.53	99.59	0.06	99.53	-0.06	99.52	-0.01	10
36	徳島県	98.71	99.04	99.27	99.30	99.21	99.25	0.04	99.18	-0.07	99.20	0.02	43
37	香川県	99.30	99.35	99.37	99.39	99.38	99.43	0.05	99.41	-0.02	99.44	0.03	21
38	愛媛県	99.08	99.31	99.37	99.43	99.48	99.54	0.06	99.54	0.00	99.51	-0.03	14
39	高知県	98.88	99.00	99.06	99.09	99.08	99.15	0.07	99.23	0.08	99.27	0.04	36
40	福岡県	98.61	98.80	99.00	99.07	99.03	99.09	0.06	99.06	-0.03	99.11	0.05	44
41	佐賀県	99.07	99.36	99.50	99.55	99.57	99.58	0.01	99.55	-0.03	99.58	0.03	6
42	長崎県	99.17	99.20	99.29	99.30	99.36	99.40	0.04	99.38	-0.02	99.40	0.02	26
43	熊本県	98.83	99.09	99.26	99.30	99.36	99.35	▲ 0.01	99.34	-0.01	99.32	-0.02	32
44	大分県	98.97	99.09	99.22	99.33	99.39	99.46	0.07	99.48	0.02	99.52	0.04	11
45	宮崎県	98.70	99.09	99.16	99.25	99.16	99.17	0.01	99.19	0.02	99.30	0.11	34
46	鹿児島県	99.02	99.21	99.30	99.32	99.29	99.38	0.09	99.32	-0.06	99.35	0.03	31
47	沖縄県	96.33	97.63	98.01	98.21	98.38	98.66	0.28	98.84	0.18	98.86	0.02	46
全国平均		98.75	99.00	99.10	99.20	99.19	99.25	0.06	99.26	0.01	99.28	—	—

※平成29年2月28日付、厚生労働省公表[平成27年度後期高齢者医療制度(後期高齢者医療広域連合)の財政状況等について]の「都道府県後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率」により作成。

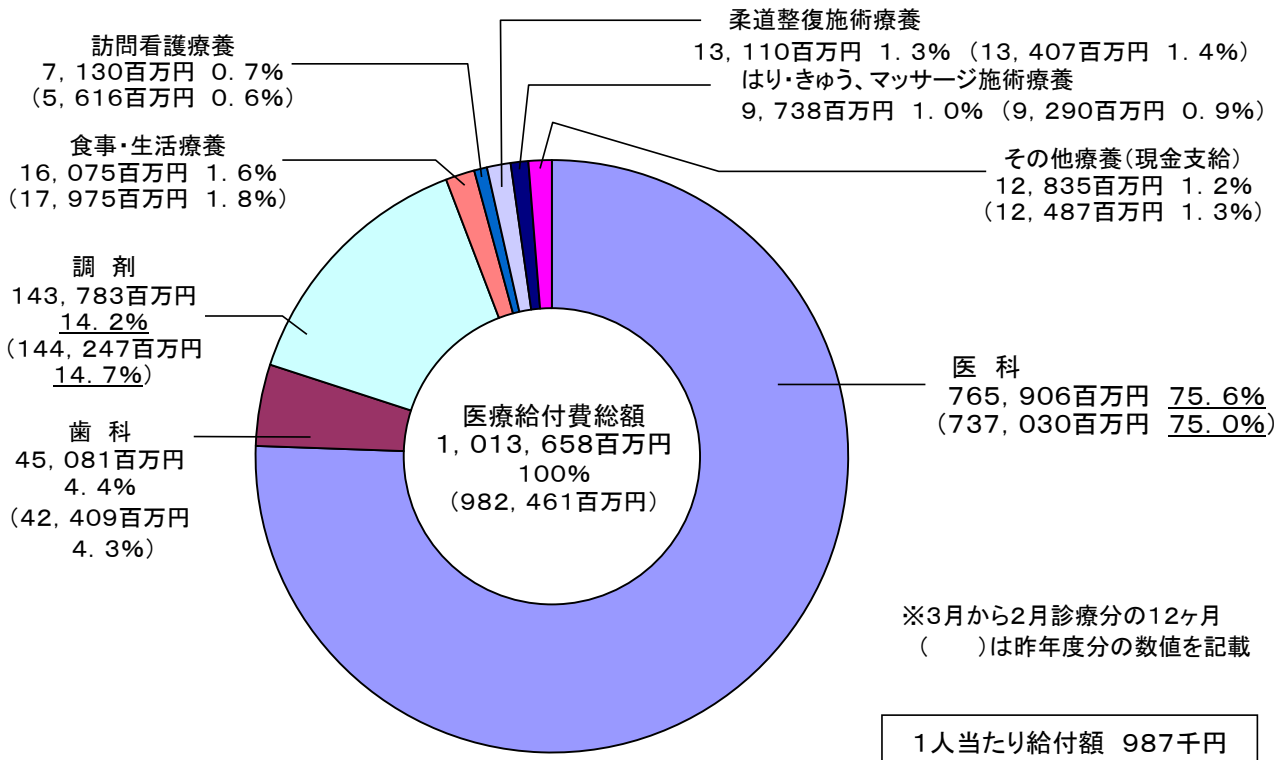
制度施行状況(給付課)

医療給付費の年度別比較

	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決見)
医療給付費	930,988,924 千円	982,461,275 千円	1,013,657,693 千円
増減	27,812,260 千円	51,472,351 千円	31,196,418 千円
対前年度比	103.1 %	105.5 %	103.2 %
被保険者数平均 (3月~2月)	938,672 人	977,576 人	1,027,460 人
増減	28,912 人	38,904 人	49,884 人
1人当り給付費	992 千円	1,005 千円	987 千円
増減	△1 千円	13 千円	△18 千円
対前年度比	99.9 %	101.3 %	98.2 %

注)医療給付費は、保険給付費から審査支払手数料、葬祭費を除いたもの。

平成28年度医療給付費内訳(見込)



1人あたり医療費の状況【年度別、都道府県別】

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	順位	実 額 (円)	順位	実 額 (円)	順位	実 額 (円)
全 国 計		929, 573		932, 290		949, 070
北 海 道	3	1, 091, 704	3	1, 090, 014	3	1, 103, 032
青 森	40	807, 586	40	805, 924	40	827, 857
岩 手	46	758, 268	46	758, 337	46	765, 037
宮 城	35	828, 684	38	823, 584	37	839, 066
秋 田	42	801, 039	44	799, 671	45	810, 794
山 形	41	801, 312	43	802, 597	41	824, 631
福 島	34	830, 955	35	835, 472	36	849, 091
茨 城	37	827, 408	34	836, 144	34	856, 074
栃 木	38	821, 865	37	825, 917	38	836, 426
群 馬	31	856, 796	31	854, 936	30	879, 391
埼 玉	33	850, 041	32	849, 376	33	860, 416
千 葉	44	796, 453	41	804, 469	43	821, 870
東 京	21	921, 257	22	921, 153	23	938, 141
神 奈 川	30	863, 346	30	864, 268	31	877, 313
新 潟	47	745, 307	47	744, 897	47	756, 425
富 山	29	873, 888	28	882, 454	29	909, 820
石 川	14	996, 667	15	993, 186	16	1, 001, 996
福 井	26	903, 992	26	907, 477	26	922, 833
山 梨	36	828, 219	36	833, 381	35	853, 925
長 野	43	799, 453	42	804, 423	42	824, 529
岐 阜	32	853, 995	33	848, 740	32	876, 848
静 岡	45	790, 164	45	794, 693	44	811, 493
愛 知	19	939, 998	19	940, 374	19	957, 297
三 重	39	814, 427	39	817, 470	39	835, 623
滋 賀	23	914, 974	23	918, 732	24	934, 410
京 都	13	1, 002, 235	13	1, 009, 308	13	1, 024, 824
大 阪	5	1, 075, 405	5	1, 073, 543	6	1, 086, 180
兵 庫	16	981, 911	16	991, 676	15	1, 013, 843
奈 良	22	920, 449	21	922, 372	22	944, 141
和 歌 山	25	907, 719	25	915, 810	21	947, 171
鳥 取	27	878, 574	29	882, 207	28	910, 992
島 根	28	875, 624	27	888, 182	27	913, 623
岡 山	18	960, 804	17	966, 260	17	990, 034
広 島	6	1, 061, 106	6	1, 066, 463	7	1, 081, 686
山 口	9	1, 026, 119	10	1, 032, 146	10	1, 048, 833
徳 島	15	989, 501	14	1, 003, 667	12	1, 025, 363
香 川	17	965, 904	18	955, 702	18	984, 069
愛 媛	20	927, 843	20	937, 595	20	956, 482
高 知	2	1, 120, 838	2	1, 137, 065	2	1, 184, 293
福 岡	1	1, 181, 686	1	1, 181, 862	1	1, 195, 497
佐 賀	7	1, 053, 827	7	1, 062, 933	5	1, 088, 747
長 崎	4	1, 078, 780	4	1, 084, 232	4	1, 102, 286
熊 本	11	1, 021, 851	9	1, 033, 142	9	1, 050, 641
大 分	12	1, 016, 904	11	1, 024, 793	11	1, 045, 544
宮 崎	24	911, 867	24	917, 901	25	924, 112
鹿 児 島	8	1, 039, 291	8	1, 049, 387	8	1, 068, 398
沖 縄	10	1, 024, 362	12	1, 022, 608	14	1, 024, 470

- (注) 1. 厚生労働省『「後期高齢者医療事業状況報告」(年報: 確報)平成27年度版』より抜粋。
 2. 「年度」は「3月から2月診療分の12ヶ月」。
 3. 「1人あたり医療費」は当該年度の医療費を、当該年度の平均被保険者数で除したものの。

平成28年度健康診査受診状況

(単位:人)

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考 平成27年度 受診率
1	大阪市	297,116	7,508	289,608	39,389	1,788	1,350	42,527	14.68%	14.53%
2	堺市	97,622	2,405	95,217	18,702	0	1,350	20,052	21.06%	20.74%
3	岸和田市	23,189	593	22,596	4,133	0	176	4,309	19.07%	18.98%
4	豊中市	45,851	1,000	44,851	10,823	536	566	11,925	26.59%	27.74%
5	池田市	12,695	303	12,392	5,894	0	66	5,960	48.10%	49.24%
6	吹田市	38,089	914	37,175	14,677	0	208	14,885	40.04%	39.76%
7	泉大津市	7,991	249	7,742	1,984	0	69	2,053	26.52%	27.00%
8	高槻市	44,404	927	43,477	14,070	0	517	14,587	33.55%	32.50%
9	貝塚市	10,167	340	9,827	2,084	0	33	2,117	21.54%	20.93%
10	守口市	17,927	286	17,641	1,072	2,374	52	3,498	19.83%	19.36%
11	枚方市	44,478	823	43,655	9,225	0	483	9,708	22.24%	21.92%
12	茨木市	27,510	637	26,873	6,901	575	108	7,584	28.22%	28.53%
13	八尾市	32,197	697	31,500	7,620	528	360	8,508	27.01%	25.45%
14	泉佐野市	11,751	340	11,411	2,068	13	68	2,149	18.83%	19.50%
15	富田林市	14,308	456	13,852	4,409	0	296	4,705	33.97%	35.08%
16	寝屋川市	27,346	394	26,952	8,684	0	194	8,878	32.94%	34.33%
17	河内長野市	15,127	420	14,707	4,470	0	143	4,613	31.37%	31.85%
18	松原市	15,309	261	15,048	2,605	0	108	2,713	18.03%	17.89%
19	大東市	13,411	195	13,216	3,576	0	91	3,667	27.75%	27.45%
20	和泉市	17,664	447	17,217	5,682	0	252	5,934	34.47%	32.84%
21	箕面市	14,484	386	14,098	3,779	0	515	4,294	30.46%	31.80%
22	柏原市	8,429	193	8,236	1,840	0	171	2,011	24.42%	24.90%
23	羽曳野市	14,343	532	13,811	4,283	0	218	4,501	32.59%	31.94%
24	門真市	14,237	218	14,019	4,170	0	39	4,209	30.02%	30.78%
25	摂津市	8,496	239	8,257	894	750	22	1,666	20.18%	20.89%
26	高石市	7,134	178	6,956	1,296	68	65	1,429	20.54%	20.61%
27	藤井寺市	8,022	164	7,858	2,509	0	58	2,567	32.67%	32.10%
28	東大阪市	56,999	927	56,072	11,210	0	271	11,481	20.48%	20.28%
29	泉南市	7,333	260	7,073	1,154	0	207	1,361	19.24%	19.55%
30	四條畷市	5,866	156	5,710	1,200	0	42	1,242	21.75%	20.37%
31	交野市	8,894	132	8,762	1,459	0	171	1,630	18.60%	18.01%
32	大阪狭山市	6,661	164	6,497	1,881	0	78	1,959	30.15%	28.64%
33	阪南市	6,934	214	6,720	1,013	0	60	1,073	15.97%	16.56%
34	島本町	3,381	49	3,332	693	0	18	711	21.34%	19.15%
35	豊能町	3,297	119	3,178	1,570	0	61	1,631	51.32%	51.35%
36	能勢町	1,778	57	1,721	204	169	10	383	22.25%	21.76%
37	忠岡町	2,302	68	2,234	364	0	4	368	16.47%	16.16%
38	熊取町	4,447	178	4,269	651	0	116	767	17.97%	17.44%
39	田尻町	952	60	892	228	0	4	232	26.01%	21.31%
40	岬町	2,784	77	2,707	262	61	18	341	12.60%	12.87%
41	太子町	1,581	17	1,564	388	0	26	414	26.47%	27.29%
42	河南町	2,276	75	2,201	387	310	34	731	33.21%	35.23%
43	千早赤阪村	1,007	24	983	296	0	15	311	31.64%	30.38%
合計		1,005,789	23,682	982,107	209,799	7,172	8,713	225,684	22.98%	22.82%

※対象者数は、平成28年3月31日現在の被保険者数から健診対象外者数を除いた数

第6期（平成30・31年度）の新保険料率の算定に係るスケジュール（案）

年 月	大阪府広域連合	国（厚生労働省）
29 8	○ 新保険料率の試算事務の準備	○ 新保険料率の試算に係るスケジュールの掲示
9	○ 国から示された暫定数値を基に、新保険料率の試算事務の準備 ↓ ○ 標準システムへ保険料試算機能改訂版のリリース	○ 新保険料率の算定に使用する暫定数値（全国単位の数値）の提示 【提示数値】 ・ 被保険者数の伸び率の見込み ・ 医療給付費の伸び率の見込み ・ 後期高齢者負担率の見込み値 等
10	○ 標準システムへ保険料試算機能改訂版を導入 ○ 新保険料率の暫定試算を開始 ↓	○ 新保険料率暫定試算の依頼
11	○ 新保険料率の暫定試算結果等を国へ報告 【報告項目】 ・ 被保険者数の見込数 ・ 医療給付費の見込額 ・ 新保険料率 等 ○ 広域連合議会の開催（決算）	○ 全国の広域連合から報告のあった試算結果を基に、保険料改定にかかる対応方針等を検討（全国規模・広域連合単位） ↓
12	○ 新保険料率の試算を開始 ↓	○ 平成30年度予算案閣議決定 ○ 診療報酬改定率の決定 ○ 平成30年度当初予算案を踏まえた新保険料率の算定に使用する確定数値の提示 ○ 新保険料率試算の依頼
30 1	○ 新保険料率の試算結果等を国へ報告 ○ 高齢者医療懇談会の開催 ○ 平成30年度当初予算案編成	○ 政令・告示改正（後期高齢者負担率、軽減本則の基準、財政安定化基金拠出率、普通調整交付金の諸係数等）
2	○ 広域連合議会の開催（当初予算案の議決、条例改正） ○ 議決した新保険料率を国へ報告 ↓	○ 全国の広域連合から新保険料率等の報告を受け、 ・ 広域連合ごとの新保険料率 ・ 保険料の一人当たり平均額 ・ モデル世帯での保険料負担額等 公表
3	○ 広報誌等において、新保険料率の広報を実施	

※国から提示された保険料率改定スケジュール及び前回の保険料率改定スケジュールを参考に作成。

(参考)

第1期（平成20・21年度）

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 47,415円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 8.68%
年間限度額 500,000円				

第2期（平成22・23年度）

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 49,036円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 9.34%
年間限度額 500,000円				

第3期（平成24・25年度）

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,828円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 10.17%
年間限度額 550,000円				

第4期（平成26・27年度）

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 52,607円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 10.41%
年間限度額 570,000円				

第5期（平成28・29年度）

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,649円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 10.41%
年間限度額 570,000円				

だまされるな！ 特殊詐欺

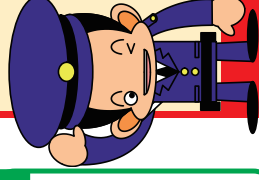
過去最悪 平成28年中、大阪の特殊詐欺の被害総額は ……

約50億円以上!!

これが特殊詐欺の主な手口です!!

防犯対策

- ◎ 一人で振り込まない。
すぐに振り込まない。
- ◎ 一人で悩まずに、家族や最寄りの警察に相談をする。
- ◎ 常時留守番電話を利用したり、ナンバーディスプレイ機能を活用し知らない人からの電話や非通知の電話は無視!
- ◎ おかしいと思えばすぐに電話を切断する。
- ◎ 身に覚えがなかったり、はっきりしない請求には応じない。
- ◎ うまい儲け話に乗らない。
- ◎ 生活に支障がなければ、電話番号の変更を考える。



被害にあわないために
日頃から、家族や友人と
防犯対策等について
話し合う事が大切です!!

還付金等詐欺

- 犯人は、市役所や年金事務所の職員を名乗り、「医療費の過払い金があるので、ATMで受け取ってください」等と言って、言葉巧みにATMまで誘導しようとしています。
- 犯人は、「還付期限が迫っているので、早くしてください」等と言って、あなたに考える時間を与えないようにしてきます。

**「こちらの言うとおりにATMに入力してもらえれば
還付金が振り込まれます」は詐欺!!**



オレオレ詐欺

- 犯人は、あなたの実の息子の名前を名乗り架電し、「会社のお金を使い込んだ」などと嘘を言い、解決金等の名目で現金を要求します。
- 犯人は、警察官や銀行員を装い、言葉巧みにキャッシュカードを提出させ、暗証番号を聞き出そうとします。

「キャッシュカード預かります、暗証番号教えて」は詐欺!!



架空請求詐欺

- 犯人は、郵便、インターネット、携帯電話等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書を送付する等して現金を口座に振り込ませようとしています。

**心当たりのない請求は、詐欺の可能性大!
「〇〇までに金を振り込まないと民事訴訟を起こします」は詐欺!!**



医療保険制度の見直し 早わかりQ&A

支払い上限額の見直しについて

Q なぜ高額療養費を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

医療費の負担の上限額は、同じ年収であっても、高齢者のほうが若者世代よりも低く設定されています(下図)。世代間の公平を図るため、高齢者のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

上限額の比較 ※70歳以上の方の上限額は、平成29年7月診療分までのものです。

70歳以上の方		69歳以下の方	
外来(個人ごと)	年 収	約252,600円(140,100円)	
約80,100円(44,400円)	約370万円以上の方	約167,400円(93,000円)	
12,000円	約370万円までの方	約80,100円(44,400円)	
8,000円	住民税非課税世帯	57,600円(44,400円)	
	住民税非課税世帯(所得一定以下)	35,400円(24,600円)	

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が()内の金額になります。

Q 70歳以上なのですが、私は、8月から窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

医療費の上限額は、収入に応じて決まります。8月からご自身の上限額がいくらになるのかについては、ご加入の保険者にお問い合わせください。

保険料の軽減率の見直しについて

Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

75歳以上の方の保険料が軽減されていることにより、若者は医療費が少なくてもかわらず、高齢者よりも高い保険料を納めています。高齢者と若者の世代間の公平を図るため、75歳以上の方のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、どれくらい保険料額が違うのですか？

A 元被扶養者の方の保険料は、収入額にかかわらず軽減されています。

元被扶養者の方は、年収があってもなくても、均等割額が9割軽減されています。一方、元被扶養者でない方は、年収に応じて保険料をご負担いただきます。

しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、同じ後期高齢者であることから、今後は、世代内の公平を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 75歳以上なのですが、私の保険料はどのくらい増えるのですか？

A 6~7月ごろに送られる保険料額決定通知書でご確認ください。

毎年6~7月ごろに、ご加入の保険者から、保険料額決定通知書が皆さまに送付されます。その通知書に、その年度の保険料が記載されますので、ご確認ください。詳しくは、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q 元被扶養者なのですが、私の保険料は必ず増えるのですか？

A 元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、低所得者の軽減が適用されます。

元被扶養者の方は、平成29年度は、均等割が7割軽減になります。しかし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合があります。

詳しくは、毎年6~7月ごろにご加入の保険者から送付される、保険料額決定通知書でご確認ください。

医療保険制度の見直しを行います

70歳以上の皆さまへ

平成29年4月から保険料、8月から支払い上限額が変わります。

75歳以上の方 70歳以上の方

※一定の障害があると認定された65歳から74歳までの後期高齢者医療制度の被保険者の方を含みます。

この10年間で、

70歳以上の高齢者の数は**1.3倍**になり、

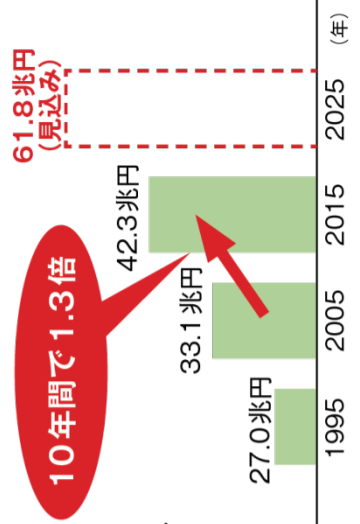
国民医療費は**1.3倍**になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、

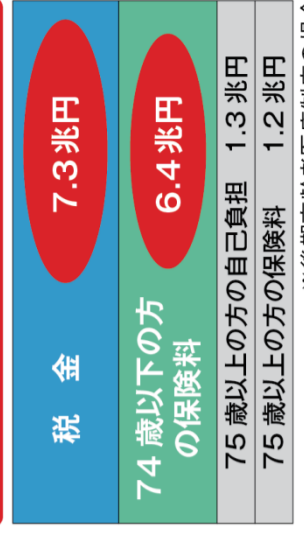
国民医療費の総額は、

61.8兆円にもなる見込みです。

国民医療費の推移



医療費の財源構成



※後期高齢者医療制度の場合

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、次の2つを見直します。皆さまのご理解をお願いいたします。

70歳以上の皆さまへ

平成29年8月から、**高額療養費の上限額**が変わります

75歳以上の皆さまへ

平成29年4月から、**医療保険料の軽減率**が変わります

70歳以上の 皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

※一定の障害があると認定された65歳から74歳までの後期高齢者医療制度の被保険者の方を含みます。

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証または限度額適用認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円※2)
課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

平成29年8月から

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円※2)
課税所得 145万円未満の方(※1)	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回 44,400円※2)
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

お問い合わせは
こちらまで

- 大阪府後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口

厚生労働省 高額療養費制度

検索



▲高額療養費の詳しい内容については、こちらからも確認できます

75歳以上の 皆さまへ

平成29年4月から、 医療保険料の軽減率が 変わります

※一定の障害があると認定された65歳から74歳までの後期高齢者医療制度の被保険者の方を含みます。

75歳以上の方の保険料は、

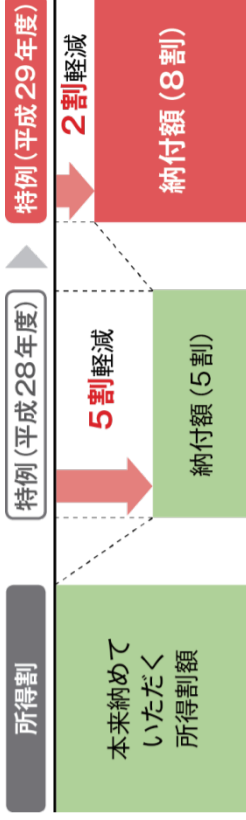
- ①年収に応じて納めていただく部分(所得割)と、
- ②全員に納めていただく定額部分(均等割)があります。

平成29年4月から、75歳以上の方の保険料が下のようになり変わります。

1 所得割の額が変わる方

年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、特例的に5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減になります。(均等割の定額部分は変わりません)



2 均等割の額が変わる方

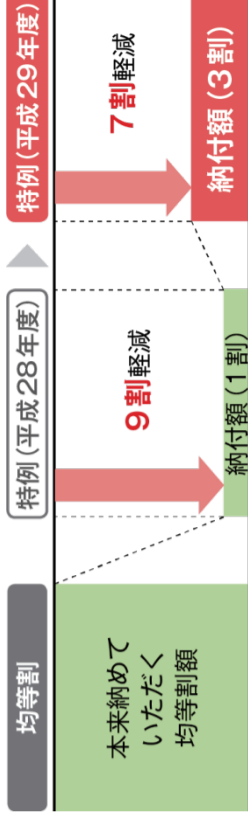
元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられません。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。そのため平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、**実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。**

※なお、8月から変わる場合もありますので、市町村から届けられる**仮徴収変更通知書**をご覧ください。

引き落とし額の間違いはありませんので、ご注意ください。

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合

平成28年度の保険料額		平成29年度の保険料額	
800円	800円	800円	900円
900円	900円	900円	900円
4月	6月	8月	10月
800円	800円	964円	900円
900円	900円	4,394円	4,200円
年額	5,164円	年額	15,494円

お問い合わせは
こちらまで

- 大阪府後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口

厚生労働省 高額療養費制度

検索



▲高額療養費の詳しい内容については、こちらからも確認できます

厚生労働省 高齢者医療制度

検索



▲保険料の詳しい内容については、こちらからも確認できます

大阪府高齢者医療懇談会設置要綱

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の円滑な運営及び高齢者医療制度について意見交換を行うため、大阪府高齢者医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇談会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 医療給付に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) 高齢者医療制度に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 被保険者 4人
- (2) 保険医及び保険薬剤師 3人
- (3) 他の医療保険者 2人
- (4) 学識経験を有する者 2人
- (5) 行政関係者 2人

2 委員は、広域連合長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に任命される懇談会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。